

1 施設基準の届出状況等の確認にあたって

(1) 施設基準の届出内容に変更がある場合は、届出が必要です。

- ① 施設基準の届出受理後に、届出内容と異なった事情が生じ、当該施設基準を満たさなくなった場合又は当該施設基準の届出区分が変更となった場合には、遅滞なく届出を行う必要があります。(一時的な変動に該当する場合等を除く。)
- ② 平成 30 年度の診療報酬改定から、従事者等に変更があっても、施設基準を満たしている場合には変更の届出が不要となりました。
ただし、精密触覚機能検査、歯科画像診断管理加算 1 及び 2、歯科麻酔管理料、歯科矯正診断料並びに顎口腔機能診断料について、届け出ている医師に変更があった場合等、その都度届出を行う必要があります。
- ③ CAD/CAM装置(連携する歯科技工所が使用する装置を含む。)の変更、連携している歯科技工所の追加等変更の届は令和 2 年 5 月 7 日付け事務連絡「疑義解釈資料の送付について(その 9)」により届出不要となりました。ただし、保険医療機関において、使用する CAD/CAM 装置について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく届出が行われている機器であること、CAD/CAM 冠用材料との互換性が制限されない機器であること等について自院で確認する必要があります。

(2) 保険外併用療養費に変更がある場合は、新たに報告が必要です。

保険外併用療養費を徴収している保険医療機関は徴収を始める際に報告が必要ですが、金額等の届出事項に変更がある場合にも報告が必要ですので、変更の都度、今回の定例報告とは別に報告をお願いします。

また、保険外併用療養費の支給対象となる治験(医薬品又は医療機器)を実施した保険医療機関は、定例報告と併せて報告が必要です。

(3) 施設基準に該当しなくなった場合は、届出が必要です。

施設基準に該当しなくなった場合は、速やかに「辞退届」の提出をお願いします。

(4) 保険医の異動がある場合は、届出が必要です。

保険医療機関に勤務する保険医について、①雇用、②退職、③常勤・非常勤の変更があった場合は、保険医療機関の指定に係る「届出事項変更(異動)届」の「保険医又は保険薬剤師」欄に必要事項を記載のうえ、速やかに提出をお願いします。

2 報告書作成及び提出にあたって

(1) 様式は必ず令和 8 年度版を使用してください。

なお、様式への押印は不要です。

また、ホームページには「令和 8 年度定例報告に係る F A Q (よくある質問)」も掲載しておりますので、書類作成時の参考等にご活用ください。

業務内容 > 主な業務別情報 > 保険医療機関・保険薬局 > 3. 届出様式等 > 令和 8 年度施設基準の届出状況等の報告(定例報告) > 歯科の報告書一覧

(2) 記載上の注意について

各様式中の「保険医療機関コード」及び「保険医療機関番号」欄は、以下のとおり記載してください。

「保険医療機関コード」の場合・・・・・・7桁の指定通知書の番号

「保険医療機関番号」の場合・・・・・・先頭に下記の『各県の番号(2桁)』を付けて指定通知書の番号(合計9桁)

『各県の番号』 福岡県：40 佐賀県：41 長崎県：42 熊本県：43
大分県：44 宮崎県：45 鹿児島県：46 沖縄県：47

(3) 提出方法について

郵送または電子申請による提出について特段のご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

(4) ご不明な点につきましては、九州厚生局各県事務所(福岡県は指導監査課)までお問い合わせください。

3 定例報告と別に報告が必要です。

○ ベースアップ評価料の賃金改善実績報告書および賃金改善中間報告書

→「賃金改善実績報告書」については令和7年度の実績を、「賃金改善中間報告書」については令和8年6月～7月の実績を、それぞれ報告いただく必要があります。「令和7年度算定分の実績報告書」と「令和8年度算定分の実績報告書」で様式が異なりますので、提出様式を確認して提出をお願いいたします。

詳細は九州厚生局HP（トップページの青いバナー「ベースアップ評価料の届出について」をクリック）をご確認ください。